

第十三回 参議院法務委員会會議録第二十四号

(四二二)

昭和二十七年四月十六日(水曜日)午前
十時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君

委員

左藤 義詮君
鈴木 安孝君
長谷山行毅君
岡部 常君
内村 清次君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

衆議院議員

政府委員

法務府検務局長 岡原 昌男君
民事法務局長 平賀 健太君
総務室主幹 健太君
事務局側 健太君

説明員

最高裁判所長官 桑原 正憲君
代理者(事務総局長第一課長) 西村 高兄君
常任委員 長谷川 宏君
専門員 西村 高兄君
常任委員 西村 高兄君

本日の会議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基づく行政協定に
伴う刑事特別法案(内閣送付)
○住民登録法施行法案(衆議院提出)

第四部

法務委員会會議録第二十四号

昭和二十七年四月十六日【参議院】

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(小野義夫君) これより委員
会を開きます。

本日は先ず日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障条約第三条に基づく行
政協定に伴う刑事特別法案を議題に供
します。

○政府委員(岡原昌男君) 本法案の立
法の大体の考え方と、それから併せま
して逐条の御説明を申し上げます。

この行政協定の細則となりますが、
施行の実際の面を担当いたします法
令といたしましては、刑事の実体法規
並びに手続法規が特別に制定されな
ければならぬということに相成つたわけ
でございます。ところで我々の考え方
といたしましては、原則として日本国
の法令は全部国内のものに及ぶ、たと
いそれが外国からやつて来たものであ
つても及ぶ。ただどうしても安全保障
条約或いは行政協定によつて排除しな
ければならぬものだけ特別な規定を置
く、或いはその行政協定によつてどう
しても制定しなければならぬ程度の法
令はこれを置くというふうなのが第一
の方針でございます。その第二の方針
といたしましては、行政協定の文言が
非常にはつきりしない面がありまし
て、私もこれに基いて立案する際に
大分苦しんだのでございますが、これ

を成るべく明確化すると共に、成るべ
く我がほうに有利に解釈するというこ
とでありました。次に第三の方針とい
たしましては、この行政協定の文言か
らは、必ずしもそうは読めないけれど
も、事の性質上こうでなければいかん
というふうな点がございましたので、
さういふ点は行政協定の成文を離れて
我がほうに有利に解釈いたしてその特
例を作つたというところもございま
す。これを要するに、成るべく立案の
範囲を少なくする。原則として我がほう
の法令を全部かぶせるといふふうな
基本方針に則つた次第でございます。

逐条説明でございしますが、法案で御
覧になります通り、第一条は定義で
ございします。この定義は大體安全保障
条約及び行政協定の趣旨をそのまま取
入れたものでございします。特に大した
問題はないものと存じます。

次に第二条から第九条までは実体規
定でございまして、これを順次申し上げ
ますと、第二条は「施設又は区域を侵
す罪」これは刑法第三百三十条の特別
なものでございします。御承知の通り刑
法百三十条におきましては、人の看守
する邸宅、艦船その他のものに侵入し
た場合というものが規定されておるの
でございしますけれども、行政協定の十
七条三項(c)或いは二十三条の趣旨から
考えまして、このほかに向う側で立入
禁止した場所に立入るのは、向う側の
軍の安全を害するといふ意味におきま
して保護する必要があるのではないか
ということからして、刑法百三十条よ
りも若干軽い法定刑を持つたこの第二
条の規定を設けた次第でございします。
ここに申します「合衆国軍隊が使用す
る施設又は区域」といふのは、これは
行政協定に基づく用語をそのまま持つて
来たのでございまして、その範囲は合
同委員会において決定される事項と存
じます。次に「入ることを禁じた場所
に入り、この意味は、その当該区域に
ついて正当な権限を持つておる合衆国
軍隊の機関からその旨表示される場所
と、かように解釈してございします。実
際の問題といたしましては、さういふ
立札が立つた、或いは明確にする何か
の表示が出るはずでございします。次に
「正当な理由がないのに」といふのは
刑法百三十条の「故ナク」と同じであ
ります。なお「その場所から退去しない
者」これは刑法の概念をそのまま持つ
て来たものでございします。特に申し上げ
たいのは但書でございしますが、例えば
立入禁止区域内に刑法第三百三十条に該
当する建物があつた、そこに入つた場
合には、この刑法第三百三十条のほうを
適用して行くということがこの趣旨で
ございします。なお軽犯罪法にも似たよ
うな規定がございしますけれども、これ
はこの第二条のほうが特別でございま
すので、優先的に適用されることにな
ると思ひます。

第三条でございします。証拠を隠滅す
る等の罪、この証拠隠滅につきまして
は、刑法百四条に規定がございしますけ
れども、これは我が国の裁判所の事件
についての証拠隠滅でございまして、
アメリカ合衆国の軍事裁判所における
事件については適用がない、というの
は事の性質上当然でございします。そ
こで向う側の裁判の正確を期する意味
におきまして、行政協定第十七条三項
(e)の趣旨に則り、この本条を置いた次
第でございします。文言は殆んど刑法第
百四条の文言を使つておりました、若
干制限漢字その他の関係で字句は異な
つておりますけれども趣旨は全く同一
でございします。

次は第四条偽証でございします。
なお申上げますが、この法案の中に
二カ所ほどミス・プリントがございま
して、この際訂正させて頂きたいと思
ひます。第四条の今申上げました偽証
の罪というのには偽証等の罪でござい
ます。ついでに申上げますと、第十三
条の第一項の最後から四行目でござ
いしますが「裁判官からするものとす
」とございしますが「するものとする」と
いふのが正確でございします。実はあ
このほうミス・プリントでございします。
私どものほうから最初申し上げましたの
は正確なんでございします。御訂正願
ひます。この第四条に含まれます
偽証、虚偽の鑑定、虚偽の通訳等につ
きましては刑法第六十九條、百七十
条、百七十一條、この三条に規定が
ございします。先ほど申したと同じ理由で
合衆国の軍事裁判所の事件には適用が
ございしません。証拠隠滅と同じような
趣旨でこの規定を設けた次第でござ
いします。
次に第五条でございします。「軍用物を

損壊する等の罪」合衆国軍隊の軍用物を損壊する等の行為につきましては、特に規定がない場合には刑法第二百五十九条と二百六十一条の規定が適用されるわけでございます。ところが行政協定の二十三条の趣旨から考えて見ますと、これらの規定のみでは合衆国軍隊の財産の安全及び保護を確保するには不十分である、そこで特に「合衆国軍隊に属し、且つその軍用に供する兵器、弾薬、糧食、被服その他の物」これらに対してこの特別の規定を置いた次第でございます。ここに言う属するというのは、所有する場合並びにそういふことがあるか知りませんけれども、合衆国軍隊が借用しておる場合とこの属するといふ言葉の意味でございます。次に「軍用に供する」というのは、合衆国軍隊の用に供するといふことでありまして、現に軍隊において使用中のものは勿論、使用中でなくとも倉庫に保管してあるもの、或いは集積所に集積中のもの、輸送中のものといふものも包含する趣旨に立案いたしました。但しこの軍隊の構成員一人一人の軍人さんがその日常生活のために使用するものといふものは軍用に供すると言えませんが、さういふものは入ります。なお合衆国軍隊の発注によつて民間工場で製造したものは、たとえそれが半製品でありましても合衆国軍隊に引渡されるまでは属するものでもないし、その使用に供せられておるものではない、かように解しておる次第でございます。行為の態様は刑法の概念をそのまま持つて参りました。なお軍用物の損壊でございますが、その手段方法がその他の罪に当る場合、例えば放火とか、溢水とか、爆

発物を取締る罰則に触れるような行為といふふうな場合においてはその重いの刑が科せられることになると思ひます。なお航空機等の場合につきましては現在のところほかに規定がございせんからこの本条の適用を受け、かように解釈いたしております。次は第六條、七條、八條の合衆国軍隊の機密を侵す罪でございます。合衆国軍隊の機密についての保護は、行政協定の第二十三條に基いて何らかの形でこれを規定しなければならぬといふことになつたのであります。が、事柄の性質上いふ／＼困難且つ微妙な問題を含んでおりますので、この条文によつて保護される合衆国軍隊の利益と、又この法文によつて取締られる日本国民の立場とを適度に調節いたしまして妥協を期さなければならぬといふのがこの法案の最も苦心した点でございます。そこで先ず保護の対象たるべき合衆国軍隊の機密の意義、種類及び範圍を法律上明記することにいたしました。我が国の戦前の軍機保護法によりますと法律ではこれを命令に委任するといふことになつておりました。命令で、施行規則でかなり細かくその範圍が規定されております。さういふことでは一般国民が納得し得ないと思ひましたので、法律でこれを別表として出したわけでございます。この別表に掲ぐる事項につきましては後ほど簡単に触れたいと思ひますが、我々として一体アメリカの軍隊にどういふ機密が今あるかといふことについて実はまだはつきりした知識を持ちませんし、聞いて見ましたところで余りはつきりした返事も得られませんでしたので、そこで多少漠然とはいはしますけれども、別表のような事項に細分いたして見ました。そこで大体向う側の保護は十分だろつといつた見当で立案した次第でございます。なお次に注意いたしました点は、犯罪構成要件の定め方につきましても必要の最小限度にとどめたといふことでございます。即ち罪となる行為の主たる態様といたしましては、機密の探知、収集及び漏洩といふことでございまして、これも戦前の軍機保護法のように何でもかまわずに処罰されたといふことのないように、探知、収集につきましては、一定の目的又は方法を持つてする場合にこれを処罰することにいたしました。漏洩につきましては、それが特殊の機密であるところの認識がある場合だけと、さういふに限定したのでございまして、のみならず、前にありまして過失漏洩といふものを取止めます。故意犯に限定したのでございまして、なおこれらの探知、収集及び漏洩の行為につきましては、未遂、陰謀、教唆、せん動を処罰する規定を設けましたが、本来かような機密の保護といふものは飽くまでも機密の外部に漏れることを防止するといふことにありますので、その機密が外部に漏れ、又は外部に探知、収集されるという段階に至りましてはもはやこれまでとなりまします。その前段階において防止し得るものはこれを防止しようといふのがこの規定の趣旨でございます。この点につきましては戦前の軍機保護法のスパイ団体の結成罪を侵しておるというふうなものと相對応するものでございまして、我々といはしまして十分諸般の情勢を検討いたしましたして結論付けた次第でございます。

次に考えましたことは法定刑につきましても重きに失しないように妥協を期したのでございまして、即ちその行為の態様如何にかかわらず刑の最高限は十年の懲役といふふうに定めまして、その最低限は設けなかつたのでございまして、その点は旧軍機保護法の刑の最高は死刑或いは無期といふようなことと著しくその様子を異にいたしました。なお最低限も前の軍機保護法にあつたのもございまして、さういふことは一切外したのでございまして。

次にこの機密の探知、収集、漏洩等に関しまして特に私どもが心配をいたし、そうしてその法律が実施される場合に万が一でも濫用がなからんことを期しましたのは、この憲法の保障する言論の自由等の關係でございまして。特に第六條第二項の機密漏洩の点につきましては、言論界等からいろいろ心配されておる向きがあるやに前から承知いたしておりましたので、その点を十分この法案で検討いたしました。合衆国の軍隊がどの程度のものを機密にするかといふことにつきましては向う側の話を聞きますと、いろいろ段階を分けて機密があるさうでございまして。併しながら我々が普通目に入るものは向う側としては機密の取扱はしてない、大体さういふことが言えるといふことださうでございまして。従いまして一般の言論機関等におきまして普通の取材活動の対象となり得るものは一応機密にはならないといふふうに我々は考えられるのでありまして、而も新聞、言論界がその最も常識的なセンスを働かせて報道するところの限りにおきましては、さういふ機密に引つかかるとい

うふうな問題は起らんものと私どもは考えておるのでございまして。そこでたださういふふうな抽象的に申しましては何にもなりませんので、機密の範疇からすでに公けになつてゐるものといふものを除外したのでございまして。即ち何らかの公刊物に一度でも掲載された限りにおきましては、それがどんな経緯によりまして掲載されたにしましても、もはやそれをこちらのほうで取上げることは本条に該当しないといふふうな解釈でございまして。例えば新兵器がどんな種類のものが現われた、原子爆弾の性能、ジェット機の威力といつたようなものが新聞に掲載されました、恐らくその殆んど全部は、アメリカの新聞雑誌なり、或いは我が国のさういふものに載りまして、それが紹介されたといふのが普通の事例だろつと思ひます。従いまして全然公けになつてゐない機密を取上げるといふふうなことは実際には殆んど考えられないのではないかと、いわゆるただ一般の噂といつたようなものは、いわゆる公けになつてゐるものといふものに當る場合が多いであらうし、又純然たる噂といふことになりますと、これはいづゆる情報とか臆情報とかいふ／＼ございしますが、機密の概念には根本から外れて行くといふことにならうと思ひます。又漏洩の点につきましても、事この機密に関する限り、或いは合衆国の別表に掲げる事項に限りますと、非常に広い場合が出て来るのではないかと、この点を次のようにしほりました。即ち「通常不當な方法によらなければ探知し、又は収集することができないような」

機密というふうな文字を使つてごさいます。この点も非常に苦心をしたのでございしますが、要するに普通の人が普通の常識で考えて見て、それが「不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなもの」であるというふうな認識を必要とする。要するに普通にいつて目に触れたというふうなものは勿論入らないというふうな趣旨でございします。なおそれらの点につきましては、後ほど更にちよつと触れて見たいと思つております。なおこの目的の点に限定いたしまして、合衆国の機密を、合衆国の「安全を害すべき用途に供する目的をもつて」という文字を使ひまして、さうな特殊目的を持つてゐる場合、かような場合において又違反になる。かような目的と方法において不当な或いは不法なものをここで取締る、かように限定してあるのでございします。一般言論界が、さうなものは、法に触れるというふうなことは恐らくあるまいと私もは見えております。

次にいささか詳細に亘りますけれども、特に問題のある事項と思ひますので、細目に亘りまして若干説明を加えますと、第一合衆国軍隊の機密の概念は先ほど申しました通りに、別表に掲げる事項並びに別表に掲げる事項に関する文書、図画、物件ということになつております。つまり別表に掲げる事項に直接関する文書、図画、物件を入れます。単に事項のみならず、それに関する例えは写真とか、レコードをしてあるテープとか、或いは図書というふうなものを同時に保護しようというのでございします。次に「公になつていない」というふうなこの二つの要件

を備えて初めて機密に相成るのでございします。次に「公になつていないもの」ということでございしますが、これは公けにされたもの或いは公表されたものというものは違ふのでございします。旧軍機保護法の下におきましては、その施行規則の第一条におきまして「軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書、物件」として指定されたものであつて、法規又は官報によつて公示されたものはこれを除くというふうな文句を使つておるのであります。法規又は官報で公示されたもの或いは陸海軍が公表したものは除くけれども、その他は全部機密であるということになつておりましたけれども、この条文におきましては「公になつていないもの」という表現をとりまして、それが軍の権限において発表されるか否にかかわらず、すべて一旦公けになつたものはこれを除く、かようなことにしてあるのであります。即ち公けになつた事由の如何を問はず、何らかの経路又は方法によつて不特定多数人がこれを知ると至つたという場合は除外されるという趣旨でございします。次に探知という概念でございしますが、これは一つの無形的事項、即ち事実又は情報を知らうという意思を以て進んで探知するということにございまして、こちらから積極的に探知するということに意味があるでございします。たまたま軍の施設に何かの用で、公用で行つた、或いは私用で行つた、或いは労働者が働きに行つて、そのついでに耳にしたというふうなことはこれに入らないのでございします。又こちらが聞かないのに向うのほうから／＼しや

べつて知らせてくれたことも入らんのでございします。次に収集と言ひますのは、有形的な文書、図画、物件を集める意思を以て進んで集めるとる行為でありまして、例えば机の上にあつた本を持つて来る、或いは何かの動員計画の書類を持つて来るということの意味するのでございします。単にその机にあつた動員計画の書類を読んでくるといふのは探知のほうに入つて来るのでございします。次に「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」という語句でございしますが、これは合衆国軍隊の装備或いは財産或いはその軍隊の人員の生命、身体等的人的、物的の構成要素の安全を害する場合を申しします。一國の軍隊にとりましては、その機密が現に敵対関係にあるか、或いは近い将来に敵対関係を生ずる客観的可能性のある外国、或いはその他合衆国軍隊の安全を害する意図を有するものに知られるということは、合衆国軍隊の安全にとつて極めて危険なことと言わなければならぬのでございします。そこで、かような安全を害する目的でやる場合は当然探知、収集を罰しなればいかにんというのがこの考え方でございます。次に「不当な方法で」という文句であります。これは社会通念に照しまして妥当だとは認められないような方法であることを言うのでございします。例えば機密の存すると思はれるような立入り禁止の施設又は区域内に入つて行く、或いはその附近までは立入りできてゐるが實際には普通の人が入つていけないところの扉を開いて室内に入つて行つて他人の話を盗み聞きするといふふうな場合とか、或いは誘惑欺、脅迫等を用いるとか、或いは誘惑

的な手段を用いるといふふうな、普通の方法ではない、何かさう社会通念に照して妥当ではないといふふうな方法でやる場合を称するのでございします。従ひまして、単に飛行基地の近傍に行きまして飛び立つ飛行機の数を勘定しておると、これが毎日続きますと、それ自体は不当な方法でということにはならぬと、かような解釈でございします。次に第二項に入りまして、合衆国軍隊の機密を漏らすはうの漏洩罪のほうでございします。この点につきましては、先ほどの一項の文字を裏から参りまして、通常不当の方法によらなければ探知し、又は収集することができないといふような機密といふ文字を使つてございします。これは合衆国軍隊の機密のうち、その性質、内容、或いはその存在態様、或いはその存在の場所等に鑑みまして、通常の一般人を標準として考へて、これは不当な方法を用いなくとも知り、又は集め得るようなものは除外するといふ趣旨でございします。簡単に申上げますと、そんじよそこらにころがつておるといふふうなものはどうせ機密じゃないだらうから、さういふものは偶然知つても、漏らしただけは何にもならない。ただどうも机の上にはかの本との間にこつちまつて隠してあるような、而もその内容たるや何か動員計画の機密に亘るような何かの紙片があつたと、それを盗み見て来るというところは、普通一般人はさういふことは知り得ない、普通の方法では知り得ないことなのであります。それで、それがさういふふうな方法でなければ手に入らんものだという認識があつて、而もそれをよそに漏らすといふ場合には、これに入つて来ると、かよ

うな見解であります。従ひまして、この第二項によりましては、たゞ／＼情報の入手の経路については何ら不当又は不法なことがない、目的も別になかつたのが、たゞ／＼自分の耳に入つて来た、即ち第一項の探知、収集には入らんけれども、自然と耳にした事項、それが普通ならばこれは手に入らん情報だといふ認識を持つてこれを漏らす場合には、この第二項の漏洩罪に當る場合があり得るわけにございします。これは理論的でございしますが、あり得るわけにございします。この点は、ともすると非常に危惧の念を持たれる点ではないかと思ひます。この点は、我々もいたしましては、この最終判断は裁判所がやりますから、恐らく心配ないと思ひますと同時に、かような事件の判断等につきましては、十分事前にその趣旨の徹底を図りまして、いゝわゆるどれが不当であり、どれが不当でないか、又妥協線をどこに引くかといったような問題につきましては、具体的に考へられるあらゆる事態を事前に考へ併せまして、十分現地のほうには指示いたすつもりでおります。なおこの点につきまして、第二項を過失も罰する趣旨ではないかといふふうにお話になつたかたもあるでございします。が、これは過失は勿論全然含めませんで、刑法の原則に従ひまして、故意のある者、犯意のある者だけを処罰する、かような趣旨でありますので、なおこの点につきましては十分御審議願ひたいと存する点でございします。次に、他人に漏らすといふのは、自己以外の人に対して機密事項を口頭で告知する、或いは文書、図画、電信等によつて伝達する、或いは機密事項にかか

る文書、圖画、物件を交付するといふことを考へております。

次に第七條の關係で、陰謀、教唆、せん動、これらの処罰規定がございします。これは先ほども申しました通り、機密の保護の本質は飽くまでも機密が外部に漏れることを未然に防止するといふことにありますので、その行為の着手前の段階においてこれを防止しようといふのがこの制定趣旨でございします。陰謀、教唆、せん動等は既成の概念をそのまま借用したのでございします。

第八條は、それらの罪に対する刑の減免の規定でございします。

第九條は、制服を不当に着用する罪でございします。合衆国軍隊の構成員でない者がみだりに軍人の服装をするといふことになりましたと、軍に對する信用を失墜するのみならず、何かの不正手段に使用するといふ場合が数多くあり得るのでございします。そこで、かような場合を取締らうといふ趣旨でございします。輕犯罪法の第一條第一項十五号に類似の規定がございします。これを以ては賄い得ないので、特にこの特殊な構成要件を定めて、罰則は輕犯罪と同じ拘留、科料という輕い罪にいたしております。

以上を以ちまして實體規定を終り、次は刑事手続でございします。この刑事手続につきましても、先ほど冒頭に申し上げました通り、現行の刑事訴訟法並びに刑事手続法が全体としてかぶると、従ひまして、どうしても賄い切れんとところだけを拾ひ上げました關係上、規定が若干飛び／＼になり、或いは不足しておるのではないかと、御心配もあるかと思ひますけれども、

大体これに載つていないものは全部現在の刑事一般手続法で賄えるといふ私どもの見解でございします。

先ず第十條でございしますが、これは合衆国の施設又は区域内で逮捕する場合の規定でございします。行政協定第十七條第三項(b)によりましますと、「合衆国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設または区域内において、專屬的逮捕権を有する。」といふことに相成つております。併しながらい、いわゆる專屬的逮捕権とは書いてありますけれども、實際問題として、向うが承諾した場合に入つて行つてこちらが捕まえてもよいじやないか、又事実上その必要もあるのではないかといふ点から、この点を若干修正いたしました。第十條では、向うの権限ある者の承認を受けて、若しくはこれに囑託してこれを行ふものとする、こゝういふふうな規定に改めたのでございします。このいづれをとるか、みずからやるか或いは囑託するかといふことは、こちらの官憲が自由に選択し得るものでありまして、その事態々々に応ひましてそのよきに從ふべきです。この囑託に基きましてあちら側が逮捕した場合には、直ちに身柄をこちらに移す、かようなことに相成ります。

次に第十一條は、行政協定十七條第三項(a)の前段に基く規定でございします。合衆国軍隊の使用する施設又は区域外において刑事訴訟法の規定によつて逮捕された者について、その者が合衆国軍隊の要員であることが確認されたならば、これを合衆国軍隊に引き渡すといふこと、手続を規定したものでございします。勿論アメリカ人を捕まえて見たら日本の裁判権に服するものであつたといふ場合には引き渡すべきではないのであります。そのまゝ一般の刑事訴訟法に準つて行くのでございします。ここに「確認したときは」と、特に文字を使ひましたのは、とき／＼隣軍人が現れまして、身分証明書を偽つて考へ持つておるといふ者もあり得ると考へましたので、「確認」という字をここに使つたのでございします。次に「刑事訴訟法の規定にかかわらず」といふのは刑事訴訟法第二百三條から二百五條に時間の制限があるわけでございします。例の警察の四十八時間、検事局の二十四時間、合せて七十二時間といふところをございしますが、その規定にかかわらず直ちに向う側に引渡すといふ趣旨でございまして、勿論捕まえたときやつたのかやらんのか、或いは弁護人のほうはどうするかといつたような一般の刑事訴訟法の規定はそのままかぶりまします。

次は第十二條でございしますが、これは行政協定の十七條第三項(b)又は(c)によつてあちら側が引渡したものをこちらで受取るべき手続規定でございします。この点は大きく問題がないと思ひます。ただ第四項に「第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。但し、同法第二百三條、第二百四條及び第二百五條第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。」この但書の趣旨は普通の逮捕と違ひまして、あちら側で逮捕したのでございしますから、刑事訴訟法にはあちら側の逮捕に関する限り直接の適用はないわけでございします。そこで

身柄がこちら側に移つたときから真正面に刑事訴訟法がかぶつて参りますので、その時間もその辺から起算いたしませんと、こちらとしては責任を負えない、さうなことからこちら側に身柄が来たときから起算するといふふうにしたのでございします。さういふことを向う側に不当に、いつまでも抑留、拘禁される場合があり得るのではないかと、實際はさういふことはなないといふ打合せでございしますが、そこで一番最後の第二十條で刑事補償の規定を置きまして、さうな場合、刑事補償法の適用については刑事訴訟法の抑留又は拘禁とみなしまして、若しあつたらそれを補償してやる、こゝういふ配慮でございします。

次は第十三條でございしますが、これは施設又は区域内の差押、搜索等に関する行政協定第十七條第三項(c)に基く規定でございします。この点につきましては大体第十條の規定と規定の建前が同じやうになつておりました、こちら側でやるか、或いは向うに囑託してこれをするか、或いは向うの建前になつておるやうなこゝの点について特に私どもは、なおこの点について特に私どもは、第二項但書でございします。この「被疑者を逮捕するため搜索する場合、逮捕の現場で差押、搜索若しくは検査をする場合、又は行政協定第十七條第三項(a)に従つて逮捕することができ合衆国軍隊要員についてその事件の証拠を収集するため差押、搜索若しくは検査をする場合は、この限りでない。」といふことで我がほうの権限を拡大してあります。

次に第十四條でございしますが、日本の法令による罪に係る事件について

の捜査といふことになつておりますが、これは一般的な規定を置きまして捜査権限が我がほうに全部あるといふことを明らかにしておる次第でございします。なおこれに關しまして第二項では、この捜査に關する裁判所又は裁判官の権限を附随して規定したのでございします。

次に第十五條は合衆国の軍事裁判所の審理の際にこちらから証人を呼ぶ場合がございします。そこでさうな場合には行政協定第十七條第三項(e)によりまして、こちら側にその手続に對する協力の義務がございします。又考へようによりましては、日本人が被害者の事件でございしますから、それが相當でございしますから、こちらから進んで協力すべきものでありますからして、かような場合には証人の出頭、或いは宣誓証言等について義務を規定しました。これらの違反の際には行政罰を科するといふのが十五條でございします。これは刑事訴訟法の建前と違ひます。これは科料及び罰金といふやうなことをせずに、過料一本にいたしましたのは、合衆国軍事裁判の實際のあり方等に基きまして日本國民は未だ馴れていない、従つてたま／＼何か間違ひがあるかも知れんので、これは刑事罰といふものでは苛酷に失するのではない、かゝるからしてせ／＼行政罰で、であるからしてせ／＼、義務の履行を確保しようといふ、かような考へ方でございします。

次に第十六條は前條一項による出頭命令に應じない証人についての勾引の囑託があつた場合の勾引状の発付の規定でございします。つまりどうしても大事な証人が出て行かない、併しそれを

第十七条は書類又は証拠物の提供に
ついての協力義務でございます。この
点は特に問題はないと思ひますが、
ただ何にも制限をなせさせておきま
せんと、向うのはうからこんな書類
が必要だ、あんな証拠物が必要だ
と言つて何か難題をふつけて来る
かも知れない。そこで合衆国軍事裁
判所又は合衆国軍隊というやうな
ものが来た場合だ、合衆国の刑事
事件の審判又は捜査のために必要
であるというやうな場合だけに限
定しまして、かような証拠物の提
供等の義務を課したのでございま
す。

次に第十八条並びに第十九条は、これは「日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件」、言い換えますると、日本の刑事実体法規には触れない事件、さような刑事事件につきまして協力をする場合の規定でございます。

今まで第十条以下申述べて来ましたた我がほうの捜査、或いは押収、搜索等の手続規定はいずれも日本国法令に違反する罪でありますから刑事訴訟法がそのまま働いて来るのであります。ところが第十八条、第十九条につきましては、日本国法令に違反の罪ではないのでありますから、刑事訴訟法はそのまま乗つて来ない。従いましてこれについて特殊な手続規定を要するのでございます。いわば何と申しますか、司法共助と申しますか、共助の規定でございます。十八條は第一項がさうな事件についての逮捕の要請を受けた

第十九条は、これ又向う側からさうな事件について、協力の要請があつた場合の参考人の取調べ、実況見分の他の協力規定でございます。この点につきましては、やはり行政罰を第四項において科しました。その履行の確保を図つた次第でございます。

以上が大体行政協定に伴う刑事特別法の逐条の御説明でございます。

なご詳細の点につきましては御質問
に応じまして順次お答えいたしたいと
存じます。それからなお資料等の御希
望がございましたらば、できるだけ
のことはいたしたいと思います。

それから別表につきまして簡単に御説明を申し上げます。

最初の「防衛」に関する事項でございます。この「防衛」と申しますのは、安全保障条約第一条に書いてあります「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するため」の手段方法を總稱いたします。即ち「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて」日本国援助のためにする手段、方法をも含む趣旨でございます。なおこの「防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施状況」というのは、防衛のた

りないと思います。「部隊の任務、配備又は行動」、これも大体読んで字のごとくであります。次に「部隊の使用する軍事施設的位置、構成、設備、性能又は強度」、「軍事施設」というのは、各部隊が使用する具体的な施設を申します。それがどこにあるか、又例

えば飛行場でありますれば滑走路の
長さは幾らであるか、その方向はどう

なつておるか、又は設備がどんなものがあるか、例えば離膺蓋の標識、或いはレーダー、器材の倉庫、或いは弾薬庫等がどんなふうに設備されているか、というようなこと、或いは「性能又は

強度」というのは、それがどのような性質を持つて、又、これが外部からの

力に對してどの程度の強度を保つものかといったようなことも含むと思ひます。次に「部隊の使用する艦船、航空機、兵器、彈藥その他の軍需品の種類又は數量」、これは大体各部隊の使用してゐる具體的な艦船その他を申します。第二の「編制又は裝備に関する事項」でございますが、ここに「編制」といふのは全体としての合衆國軍隊の組織といふふうな意味でございます。従ひまして軍隊の区分、各單位の部隊の編制或いは配置、それらを示してございます。「裝備」といふのは全体としての合衆國軍隊に裝備されてゐるところ

りまするそれらの武器、弾藥等の構造或いは性質、能力を言うのでございませう。

第三の「運輸又は通信に関する事項」と申しますのは軍事輸送の關係でございませう。つまり合衆國軍隊の要員や貨物を軍事目的を以て移動するためとする輸送がどうという計画に基いてやつさるゝ

いるのか、これを申します。それが具
体的に又どういうふうに実施されて行

くのか、こういうことでございます。

次の軍用通信の内容と申しますのは、有線無線を問わず合衆国軍隊が立入りをするところの軍用通信の内容を申します。(イ)の軍用暗号は通常秘密事項の

通信に用いられるものであります。暗号自体を祕密とする必要がある場合

を、事項をここに掲げてある、かような次第でございます。

なお第六条には別表に掲げる事項及びこれらの事項にかかる文書、図画、物件等でございますので、この別表に掲げた事項及びそれに関係を持つところの文書、図画、物件、即ちそれらのものが文字又はこれに代わるべき符号を以て表示されておるところの文書、或いはその形を表示したところの図画、これには写真、映画のフィルム等も入りますが、さようなもの、或いは物件とはあらゆる有体物、これらのものが併せて入る、かような趣旨でございます。

○委員長（小野義夫君） 本案に関する
質疑は次回にいたします。

○委員長(小野義夫君) 次に住民登録
法施行法案を議題に供します。御質問
のかたは逐次御発言願います。

○伊藤修君 本案について、二点お尋ねしておきますが、この第三条ですが、法の施行の日から五日以内に転居した場合は、前住所において届出をしなかつたときは新住所において届出を要するかどうか。この場合法第四条八号に掲げられる事項の届出をする必要がないか、この点について御説明願いたいと思います。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 登録をいたしまする日の、施行しまする日の午前零時を以て一応全部を記載いたしまするから、仮に接近しておりますても改めて届出をさせる、こういう意味でございます。

○伊藤修君　ちよつとわかりにくいのですか……。

○政府委員(平賀健太君) 只今の鍛冶さんの御説明を補足して申し上げます。

この七月一日から五日以内に住所を移したような場合のことだと思いますが、その場合には七月一日の現在における届出をいたしまして、更に今度は新しい住所地におきまして法律のほうのこれは二十二条でございますが、それによりまして転入届を更にする、そういうことに相成ります。

○伊藤修君 私の質問するのは、それはわかつておるのですよ、わかつておるけれども、實際上例えは一日なら一日の午前零時とおつしやいますが、その一日の日の朝ですね、移転する人が

相当数あるでしょう。その場合において届出をするという事は、東京都なら東京都において届出はして行かないのですよ、事実上……。そうするとその人はあなたのおつしやるようにこちらで届出して、又新たに転入するといふことは実際上下不可能です。これはダブつて来るのじゃないか。若しそれを強いてやろうとすると、そういう場合の取扱というものが、仮に今の省令がなかでしておかないと、その点が穴がでるのじゃないかと、こう思うのですが、理論はわかるのですよ、理論はわかるのですけれども、それじゃ鹿児島に越して行つた人が東京まで戻つて来て、新たに届出義務を履行して、転入の届出をするか、そんなことは不可能です。それなら例えば金を返せといつたところが使つちやつたものは……。その点どうもふうにお計らいになるつもりでありますか。

○政府委員(平賀健太君) 実はそういうような場合におきましては、この調査員が実際問題といたしましては、調査期日の前にかかじめ準備調査をするという建前になつておるので、その準備調査の際にそういう人はあらかじめ調査をしておきまして、そういう場合にあらかじめ届出書を作らせるか、作つてもらふとか、或いはこちらで書いてやつておるとか、そういうことをすることによりまして、実際問題としては処理できるのではないかと、そういうふうな思つております。

○伊藤修君 そうすると、そういうものは今度の調査の方法は、国勢調査のような場合のごとく事前に調査員を派遣する、こういう趣旨ですか。

○政府委員(平賀健太君) 国勢調査の場合と同じように事前にあらかじめ準備調査をいたしまして、各世帯を廻り、それから調査期日が過ぎまして、届出書を集めてもらふ、そういう段取りに考えております。

○伊藤修君 そうすると、そういう接近した日の場合をも想像して、調査項目の場合に御注意願うことがいと思ふのですが、一日に越して行つてしまふというふうな場合は、事前調査をしたが実際の届出はしないで行つてしまふということがあり得ると思ひます。

○伊藤修君 それは相当数何万という人が穴があいて来るわけですね、その点は施行の上において御留意願つておきたい。

○政府委員(平賀健太君) 本条の調査員と法第三十条の事実の調査を行う市町村の吏員との関係はどうなるのでしようか。調査員は法第三十条第二項に規定する質問、文書の提示を求めることができるかどうか。若しできるとすれば、法第三十二条の罰則の適用があるかどうか。要するに調査員といふものの本質はどうなるかという点を明らかにして頂きたい。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 調査の権限を持つておりますのは、市町村の固有事務でありますから、市町村吏員に限ると思ひます。従いまして調査員はどこまでも市町村長の指揮を受けまして、当該吏員の補助機関と見るよりほかにないのじゃないかと考えます。従いまして、調査員が調べましたら虚偽であるということがわかりましたら、調査員は直ちにさようなことの手続をせなうで、その市町村長に報告し、当該吏員を以てそれを更に改めさせまして、その上でない三十二条の適用はでき

ないのじゃないかと考えております。

○伊藤修君 そういたしますと、要するに法第三十条第二項に規定するところの質問その他のことは調査員では職務権限としてはできないわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 固有の権限としてはできない。

○伊藤修君 まあ事実上やられることがあるかも知れませんが、権限行為としてないのですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そういふことであります。

○伊藤修君 ではよろしくございませう。それから昨日の省令がポ政令かにいて御留意願う点を一ツ御明示願ひたい。

○羽仁五郎君 大体昨日質問をしていただいたのですが、実はこの二月の二十四日のニューヨーク・タイムズにイギリスの問題なんですけれども、本法案に

関係のある事実が報道されておりますが、これは本法案にはその住民票というものがあつて、それにこのイギリスで最近問題になつたのは住民票ではないのですけれども、併し或る意味において関連があると思ふので、こういう点についても政府の、政府というか、提案者並びに当局の考えを伺つておいたほうがいいと思ひます。最近イギリスで起つた問題は、いわゆる登録、その個人を証明するカードですね。これを戦争中にカードを各人が持つてい

ふということになつておる。これは戦争中にいわゆるレイバー・ドラフト、労務提供、それから爆撃された場合の、その人が誰であるかというのを確認するために、これは戦争中の必要に基いてしよつちゆうそれを携帯して

おることになつておつたわけですね。ところが、これがそのまゝ最近まで、そういうものが有効であるように考えられて慣習となつてしまつておつたらしいのです。ところが、極く最近になつて、ハリー・ウィルコフというヨーク

シャイアーのビジネス・マンという方が、何か営業をやつておるかたでしようが、それがこの個人が、こういうカードというものは廃止すべきものだという個人的な運動を始めた。こういうカードというものは個人の自由を脅かし、そして且つ又それは個人の名誉に対する侮辱であるという理由から、これは全く戦争中の必要に基いて作られたものであつて、戦争が終つたあとでこういうものを用ひるべきでない。それで交通事故があつたりした場合に、そういうものの提出を警察官が求めたらしいのですが、それを求めに応じて提出しないといふことで問題が起つて、そして遂にこれは裁判になつた。裁判の結果、こういうものを携帯してあり、且つ官憲の求めに応じて提出する義務はないという判決になつて、事実上これは廃止されちやつたわけですね。最近、これも前日に申し上げました、つまり個人の自由とか、或いは個人の尊厳といふことと関係があることなんでありまして、今御提案になつております法律案は、そういうカードというものを規定するものではない、そうではないのであります。住民登録票といふものを作製される際に、個人の尊厳といふ点についても必ずや御留意があるものだらうと思ふ。その点で施行令の際に、個人の尊厳といふことを明示せられる御意思があるかどうか、それを伺つておきたい

と思ひます。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 只今の突例につきましては、衆議院でも相当議論がありまして、これはいわゆる再軍備のための徴用の準備でないかという議論が出た。それは恐らくその点にはまゐると思ひます。そのイギリスの例は全くそういう意味で作つておられますので、これとは全く違ふので、これは末端行政上の事務のためにやるものであ

るから根本的に性質が違ふ。従いまして、個人を束縛するためにかようなものをこしらへるものでないといふことを明白にいたしたわけでございます。

従いまして、今おつしやつたようなこととも、昨日の御議論に従ひまして、施行令を作りまします際に、御議論の趣旨を成るべく明瞭にしたいと思つて今内示いたしました案も持つておりますが、その際にも十分に一つ御趣旨を取入れてやるように、当局に対して進言をいたすことをここで申し上げておきます。

○政府委員(平賀健太君) 只今イギリスの例を御引用なすつたのでござい

ますが、私も調べましたところでは、イギリスには前の大戦中にもやはり国民登録式のものがございます。一九三九年だと思ひますが、今もたしか一九三

九年だと思ひますが、ナショナル・レジストレーション・アクト、国民登録法といふものが一九三九年にできておりまして、それが施行されてお

りまして、この法律を見ますといふと、この法律は非常事態の必要に基いて制定したものであつて、その非常事態がなくなれば廃止するといふことに規定がございまして、私どもの知つております限りでは、この法律がまだ廃止にな

つていないと思うのでございます。只今お話の例は、多分この法律に基いたものじやないかと思うのでございますが、この法律は、個人に對しまして登録証明書を持たせるといふことを主眼にいたしております。法律の内容を、一、二申上げますと、例えば、各人は登録証明書を常時携帯していなくちやいかん。携帯を怠る場合には処罰する、或いは警官はいつ何時でもこの身分証明書の呈示を求めることができ、その呈示に応じなければ処罰する、そういうような規定が入つております。かなり厳格なものでございす。そういう点から、今仰せのような事例が出て来たじやないかと考えます。御参考までに申上げておく次第でございます。

○羽仁五郎君 私がついていたいと思つたのは、事柄の内容は少し違ふのですけれども、戦時特別立法としてそういう住民登録カード、今御説明になつたその法律に基づくカードですね、それを作つた。そしてその法律自体も戦時特別期間だけに限るはずなんです、實際上において、そういう法律を一遍作るとなかつた。戦争が終つても今お示しになつたように廃止になつていない、又事実上まだ戦争が完全には終結しないといふに言へばそういうふうにも言えますから、だからそういうふうな廃止しないといふことにも全く理由がないわけじやない。そういうふうな、戦時の特別の立法だといふようにしてありながら、實際上において戦争は終つてもその法律がなか／＼廃止されない、又そのカードの携帯の強制というものは続行されておるといふことが、結局最近になつてそういう一

人の個人がそのことを問題にした。それで個人の尊厳を害するものだといふ意味から運動を開始され、且つそれを法廷に持ち出され、そしてその法廷でそのカードの常時携帯といふことは正当なる理由があるとは今日認められなかつた。政府のほうは訴訟に破れたわけなんです、それとは直接の関係がないように見えるのですけれども、間接的には住民登録法といふものが施行されて行く場合に、ややもすればそのようにこの法が恐らく提案者においてお考えになつておる限度を超えて、或いは個人の秘密を侵し、或いは人権を侵し、或いは個人の尊厳を侵すといふようなことになつては、國民に對して我々が審議に當る者として甚だ相済みないといふように考えますので、その点特に前回においては個人の尊厳といふ点について提案者並びに政府のお考えを伺つておかなかつたので、それを追加して伺つておきたいと思ふのです。それで個人の尊厳といふものは新しい憲法によつて特に強調されておる面ですが、併しとかく末端なぞに行くとそういうふうになく、悪いこともしないのに何かいろいろと聞かれるといふような感じを國民に与えることがあると立法の御趣旨とも相反するといふように思ひますので、その施行令の場合に特に個人の尊厳を害しないようにといふ点を明記せられるほうがよろしいのじやないかといふふうな思ひです、その点を伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(鍛冶良作君) お説の通りでございまして、できるだけ留意してその点遺憾なきを期したいと考えております。

○羽仁五郎君 それからもう一つ伺つておきたいのですが、各種行政、これは住民登録法のほうにも遡ることになるのでありますけれども、念のためこの際もう一遍伺つておきたいと思ひますが、各種行政事務といふのは若し列挙して頂けるとすればどういふことを指すのでありますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 御参考に資料が参つておりますが、この一番終りに表を作つて、いろ／＼のほうへ使われるべきものを表で示してございすのですが……。

○羽仁五郎君 この表で拝見いたしました、税務署、それから税務乃至警察に關係するものを当然含まれるようにも了解される虞れがあるのですが、その点は如何なんでしょうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) これはただ閲覧をして、必要なときにはという意味でございまして、これは事務上の問題じやないのです。何か必要があればこゝういふときに間に合う、直ちに閲覧できるからといふ意味でありまして、行政事務上におけるものは他にございすのです。

○羽仁五郎君 そうすると、この丸い枠で黒くしてあるのが当然の、いわゆる各種行政事務に入るわけですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) さうでございます。

○羽仁五郎君 そうしてこの細い枠でやつてあるのは必要に応じてこれらの關係についても考慮することができ……。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そちらでも便利なきがあるといふわけでございます。直接の關係ではございませ

○羽仁五郎君 そうしますと、この図表は非常に誤解を招くのではないかと、又無用の恐怖を与えるのではないかと、いふようにも思ふので、若しこゝういふ図表を、我々にこれはお配り下すつたのですけれども、一般に、或いは住民登録を施行する際に、こゝういふような附票をやはりお配りになるのでしょうか。或いはその点伺うよりもむしろこの閲覧照会といふ点ですね。この閲覧照会については施行令で以てはつきりとそれが個人の利益或いは秘密といふものを、或いは個人の尊厳を侵さないようにするといふことをこの閲覧照会の点においても特に明らかにされる御意思があらうなんでしょうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 閲覧を認められた場合は、これはこの法に書いてございましてから拒むわけには行きません。照会を求めて来られること、事實上これはあるわけですが、始終、ありますれば法律によつて義務付けられてゐるものはこれは止むを得ませんけれども、それ以外のものに對しては当然人の秘密を漏らすようなことはいたさ

○羽仁五郎君 提案者はいたさないつもりでおられることを信するけれども、その施行令の際にその点を特に明白にして頂くことが出来るのかどうか、その点を伺つておきたいと思ふのです。その各種行政事務といふのは具体的に何を指し、何を指さないのでしょうか、それをこの際のはつきり伺つておいたほうがいいんじゃないかと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 實際問題として申しましては、ここで申しております各種行政事務といふのは、市町村の

事務を主に言つておるわけでございます。御承知の通り市町村におきましては毎年選挙人名簿を作ります。それから就学児童を漏れなく拾ひますために学齡簿を作るわけでございます。それから予防接種法の実施の關係で、予防接種台帳といふものをやはり作るわけなんです。最も頻りに市町村に使われるものは選挙人名簿、学齡簿、予防接種台帳が主だろと思ふのでございす。それから市町村役場では台帳を作つておるのでございす、これは個人の資産だとかその所得、そういう細かい調査が必要なのでございまして、この住民票は、これはそれらのほうには直ちに使えない、ただどういふ人がどの住民かといふことを知ることができまされども、課税の標準としてはこれはもう使えないのであります。實際問題としては、今申しました選挙人名簿、学齡簿、予防接種台帳、それから個人の申請に基きまして住所証明を出すとか、或いは世帯の証明を出すとか、同居の証明を出すとかいふような場合がありま。そういう場合の基礎資料になる、これが最も一般的な普通の場合であります。

○羽仁五郎君 そうしますと、ここに黒い線で囲んで示されておる選挙人名簿の調製、選挙管理委員會の關係、それから学齡簿の調製、それから予防接種台帳の調製、それからそのほかには農業委員會の關係、それから寄留事務、世帯台帳事務、それから戸籍、各種の統計、それから住民税台帳の調製、これは細いほうの線ですが、これは必ずしも直接には入らない。それから本、抄本、証明書の発行、それから関

覽照会、これらが各種行政事務であつて、それ以外の警察関係であるとか、税務署の關係であるとか、裁判所の關係であるとか、こういうものは直接には入らない。若しそれらの關係から間接に關照会がなされる場合には、いやくも個人の利益を害し、或いは個人の秘密を侵し、又は個人の尊嚴を害するやうなことが絶対にないというように施行令において御規定になるように伺つていいですか。

○政府委員(平賀健太君) その点は、必ずしも一概にそうとも言えないのでございまして、例えば裁判所から照会があるというようなことは考え得られるのであります。例えば失踪宣告の申立があつた、その者が現在住んでゐるかどうか、或いは民事訴訟におきまして公示送達をするかどうかというやうなことでは住所があるかどうか、そういうやうな照会がある場合も考えられます。それから警察なんかにはいたしません。これは成るほどお仰せの通り犯罪捜査などのために使うということでは、我々としてはそれを目的にしておるわけじゃないのでありますけれども、例えばそういう人が現在住んでおるかどうか、住所の照会なんかは、これは一般の場合にあると考えられますので、そういうものも各種行政事務の中に絶対に入らないということは、これは言ひ切れないだらうと思ふのであります。

○羽仁五郎君 その点について、先日東大の問題の場合にも、そういう事実が明らかになつて問題となつたのです。が、いわゆる身許調査の依頼とか、或いは照会とか、そういうことで、身許

調査が大学教授に対して行われたのではないかと疑ひがあつたのであります。前回にも申し上げたように、現在の日本の一般の行政關係が完全に民主化されて、そしてそういう点について中央から末端に至るまで民主主義的な革新というものが徹底しているやうであるならば、私も全然こういう問題についてくゞしく質を繰返さないのではありません、御承知の通り、残念ながらそうでないので、どうかすると個人の尊嚴を害するやうな虞れがあるのではないかというように思ふので、前回にもお願いし、大体御了承を頂いていたようにも了解してゐるのですが、その施行令の冒頭においてそういう点、特に個人の尊嚴ということも明記せられることをお願いしておきたいと思ふのですが、如何でしょうか。

○政府委員(平賀健太君) その点は全く御趣旨の通りにはいたしたいと思つております。ただこの住民票は、登録法の第四条にもございまして、法律で以て記載事項が限定いたされておるのでございまして。氏名であるとか、出生年月日であるとか、男女の別であるとか、それから世帯主かどうかの別、それから住所、こういうことに限定されておるのでございまして、思想動向がどうであるとか、どういふ病氣を持つておるとか、そういういふやうな警察の身許調査に必要な細い事項は全然記載してはならないという建前なのでございまして。それから又、住所の点では別でございまして、そのほかの氏名であるとか、出生年月日であるとか、男女の別であるとか、これは戸籍にも載つておることとございまして、戸籍法に

よりましますと、戸籍簿は何人でも閲覧ができます、謄抄本の請求もできるという建前になつておりました。これは警察或いは裁判所なんかからの照会がありまして、戸籍法の建前では応じなくてはならぬことになつております。とにかく戸籍にしまして、この住民票にしまして、記載事項というものは非常に限定されておりますので、その個人の秘密に亘るやうな事項は、これは記載してはならないという法律の精神であると思ふのでございまして。でありますから、施行令の冒頭におきまして、今仰せのやうな個人の人權の保護ということに十分留意しなくちゃいかんという点を明記いたしまして、更に法務府のほうで、この実施につきまして、細かい細目につきまして、市町村に対しては、指導方針を示すわけでもございまして、その中におきましてもその点は強調いたしまして、個人の人權を侵すというやうな結果にならないようにということに十分注意をいたしたいと、こういうふうな考へております。

○羽仁五郎君 御説明の御趣旨はよくわかるのですが、その立法提案者なり或いは中央の当局においては、今お答えになつた通りで、ちつとも心配はないと思ふのです。併し私が言うのは、この法それ自体がそういうやうな性質を持つておるのではないとしましても、さつきもちつと例に引きましたように、これを口実にして、そうしていろいろ押込んで来ると、或いは立入つて来ると、特定の場場合にその武器に上つておるやうに、例えば道路交通取締規則というものを楯にして集会

の自由を圧迫するといふやうなことがあるので、本当は法律としては少し体裁もおかしいかも知れないのだけれども、実害を防ぐために私はそういう点を……、個人の人權といふことをこの前申したので、個人の尊嚴といふことをそれに附加したいといふ意味で、大体御了承も得たと思ふのです。

○委員長(小野義夫君) 他に御発言がなければ、本案に対する質疑は終局いたしましたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします……別に他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。

本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお例によりまして、審査報告書及び委員長の本会議における口頭報告の内容につきましては、委員長に御一任願います。

本案に賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名
宮城タマヨ
一松 定吉
長谷山行毅
左藤 義詮
伊藤 修
鈴木 安孝
岡部 常

○委員長(小野義夫君) 次に下級裁判

所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○伊藤修君 質疑は終局して、直ちに討論採決されんことを希望いたします。

○委員長(小野義夫君) 別に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて、直ちに討論採決に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。討論は便宜これを省略して、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。採決をいたします。

本案を原案通り可決することに御賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の内容、委員長の本会議における口頭報告の内容等は、便宜委員長に御一任を願ひたいと思ひます。

賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名
一松 定吉
伊藤 修
長谷山行毅
左藤 義詮
宮城タマヨ
内村 清次
羽仁 五郎
鈴木 安孝
岡部 常

○羽仁五郎君 先ほど政府側の説明を

聞きました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法案に関するのですが、これは第一には、やはり一種の軍機保護法の性質を持つておる。それから第二には、皆さんも御覧下すつたと思いますが、四月一日の読売新聞の社説で、刑事特別法の持つ危険性という社説を以てこの法律の危険を指摘しております。それで皆さんの御賛成を得てお願いをしたいと思いますのは、時間の関係もあることと思いますけれども、何とか差繰りをされて、これについて公聴会を催おされて、なにか言論方面の意見を聞いて立法上万遺憾なきを期せられることを切望したいと思うのであります。

○委員長(小野義夫君) いずれ理事会においてよく相談しまして処置いたしたいと思ひます。

○羽仁五郎君 成るべく希望のようにお取計らいをお願いします。

○委員長(小野義夫君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

四月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律案(予備審査のための付託は三月二十六日)

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う民事特別法案(予備審査のための付託は三月二十九日)

昭和二十七年四月二十四日印刷

昭和二十七年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所